

別添

自家用電気工作物保安管理業務実施要領

第1 委託業務の対象は、契約対象の自家用電気工作物とする。

第2 乙が実施する委託業務の内容は、次項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 自家用電気工作物の適正な維持及び運用のため、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を甲に指示又は助言すること。
- (2) 事故及び故障の発生や発生のおそれの連絡を甲から受けた場合、乙は現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故及び故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故及び故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故及び故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、乙は、甲に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 甲が自家用電気工作物を管理する上で必要な図書(単線結線図、設備台帳等)の整備に協力すること。

2 前項の委託業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物については、甲は乙の監督の下、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、乙はその記録を確認するものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。

(1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(次のアからオまでのいずれかに該当する電気工作物)

- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- イ 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- ウ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
- オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

(2) 設備場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

- ア 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
- イ 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)

- ウ 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第3 点検の種類及び頻度は、次のとおりとする。

- (1) 月次点検(運転中の施設の点検及び試験をいう。)は、月1回以上とする。
- (2) 年次点検(主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定、試験及び清掃等をいう。)は、年1回以上とする。
- (3) 臨時点検(異常が発生した場合等の点検、測定及び試験をいう。)は、必要に応じて実施する。

2 上記点検のほか、乙は甲に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、乙はその点検を行うものとする。

3 低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置(絶縁監視装置)を設置する場合、乙は警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとする。)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。)に、次に掲げる処理を行うものとする。

- (1) 乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

4 自家用電気工作物の設置又は改造等の工事期間中における工事箇所部分の点検については、毎週1回行うこと。なお、工事期間が1箇月を超えた場合は、甲乙協議の上、1箇月を超えた分の点検に係る費用について増額の契約変更を行うことができるものとする。

5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)(20161005商局第1号)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第4 乙は、月次点検を次に掲げる要件にしたがって行う。

(1) 外観点検を、アに掲げる項目について、イに掲げる設備等を対象として行うこと。

ア 点検項目

- (ア) 自家用電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (イ) 電線と他物との離隔距離の適否
- (ウ) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (エ) 接地線等の保安装置の取付け状態

イ 対象設備等

- (ア) 引込設備(区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等)
- (イ) 受電設備(断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)
- (ウ) 受電盤及び配電盤
- (エ) 接地工事(接地線、保護管等)

- (オ) 構造物(受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等)及び配電設備
- (カ) 発電設備(原動機、発電機、始動装置等)
- (キ) 蓄電池設備
- (ク) 負荷設備(配線、配線器具、低圧機器等)

2 乙は、月次点検において次に掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

- (1) 電圧値の適否及び過負荷等
電圧、負荷電流測定
- (2) 低圧回路の絶縁状態
B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

第5 乙は、年次点検を、第4に掲げる月次点検に係る要件に加え、次の(1)から(3)までに掲げる要件にしたがって行う。

- (1) 1年に1回以上行うこと。
- (2) 次のアからカまでに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定及び試験を行う。
 - ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
 - イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈(平成9年5月制定)第19条に規定された値以下であること。
 - ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
 - エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。
 - オ 蓄電池設備のセル電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。
 - カ 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領(内規)(20161005商局第1号)Ⅱ.2.(1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- (3) 年次点検を実施する場合は、その実施日の30日前までに日時等を甲に通知すること。

2 乙は、年次点検の報告書を作成する際に、報告書に実施者氏名を記載するものとする

第6 乙は、工事期間中は、第4(1)アに掲げる外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

第7 乙は、電気事故等発生時の緊急連絡体制を明確にし、書面で提出すること。

- 2 電気事故等発生時の受付対応は、年間を通じて24時間連続で行えるようにすること。
- 3 電気事故等の規模の大小に関わらず、甲の要請があれば、直ちに事故対応に着手すること。
- 4 電気事故等の規模が大きい等の理由で、復旧に時間を要すると考えられる場合、甲の要請又は乙の判断により、より短時間に復旧が可能となるような復旧体制を直ちに組むこと。

第8 所轄産業保安監督部長への提出書類の作成及び手続きについては、受託者の負担で行うものとする。

第9 契約期間中の当該電気工作物の設備の容量変更の場合は、甲乙協議の上、契約内容を

変更できるものとする。